

毎週火・金曜日発行

# 秋田県公報

## 目 次

規則	ページ
○秋田県営住宅条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則(四四・建築住宅課)……………	1
告 示	
○保安林予定森林の指定通知(二八一・森林整備課)……………	1
○都市計画区域の変更(二八二・都市計画課)……………	1
○建築基準法による道路位置の指定(二八三・鹿角地域振興局建設部)……………	2
○秋田県自然体験活動センターの使用に係る利用料金の承認(二八四・教育庁生涯学習課)……………	2
公 告	
○土地改良区の定款変更の認可(山本地域振興局農林部)……………	2
○土地改良区の役員の退任及び就任の届出(秋田地域振興局農林部)……………	2
○土地改良区の定款変更の認可(仙北地域振興局農林部)……………	2
○土地改良事業工事の完了の届出(仙北地域振興局農林部)……………	3
○土地改良区の定款変更の認可(平鹿地域振興局農林部)……………	3
議 会 告 示	
○秋田県議会が保有する行政文書の公開等に関する規程の一部を改正する規程(三・政務調査課)……………	3
公 安 委 員 会 規 則	
○秋田県道路交通法施行細則の一部を改正する規則(七・交通企画課)……………	3
規 則	
秋田県営住宅条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。	
平成十九年五月十八日	
秋田県知事 寺田典城	

## 告 示

**秋田県規則第四十四号**  
 秋田県営住宅条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則  
 秋田県営住宅条例の一部を改正する条例(平成十九年秋田県条例第二十四号)の施行期日は、平成十九年六月一日とする。

### 秋田県告示第二百八十一号

農林水産大臣から次の森林を保安林予定森林とする旨の通知があったので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定に基づき、告示する。  
 平成十九年五月十八日

秋田県知事 寺田典城

- 一(一) 保安林予定森林の所在場所  
 大仙市南外字坊田黒沢八四の四、八四の六、八八の二、八八の三、八八の七、八九の一から八九の四まで、八九の五(次の図に示す部分に限る。)
- 一(二) 指定の目的 水源のかん養
- 一(三) 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 一(四) 保安林予定森林の所在場所  
 由利本荘市東由利法内字餅田三の一、横手市大森町猿田字御嶽沢七三の一
- 一(五) 保安林予定森林の所在場所  
 大館市比内町八木橋字木山沢の一の二、一〇五の二、一〇五の四、一〇五の五、一〇五の七から一〇五の二二まで、一〇五の一四から一〇五の一九まで、一〇五の二一から一〇五の二九まで、一〇五の三一から一〇五の四一まで、一〇五の四四から一〇五の四九まで、一〇五の五四、一〇五の五七、一〇五の五九から一〇五の六一まで、一〇五の六三から一〇五の六八まで、一〇五の七〇から一〇五の八一まで、横手市大森町八沢木字熊ノ堂一四七の一七から一四七の二〇まで、一七七の三六から一七七の三九まで、字大木屋一の六、大森町坂部字上坂部三二の二、湯沢市皆瀬字新処一三の一、一三の二、一四の一から一四の四まで、一五、一六、一一一の一、一一一の二

- 一(六) 保安林予定森林の所在場所  
 由利本荘市東由利法内字餅田三の一、横手市大森町猿田字御嶽沢七三の一
- 一(七) 保安林予定森林の所在場所  
 大館市比内町八木橋字木山沢の一の二、一〇五の二、一〇五の四、一〇五の五、一〇五の七から一〇五の二二まで、一〇五の一四から一〇五の一九まで、一〇五の二一から一〇五の二九まで、一〇五の三一から一〇五の四一まで、一〇五の四四から一〇五の四九まで、一〇五の五四、一〇五の五七、一〇五の五九から一〇五の六一まで、一〇五の六三から一〇五の六八まで、一〇五の七〇から一〇五の八一まで、横手市大森町八沢木字熊ノ堂一四七の一七から一四七の二〇まで、一七七の三六から一七七の三九まで、字大木屋一の六、大森町坂部字上坂部三二の二、湯沢市皆瀬字新処一三の一、一三の二、一四の一から一四の四まで、一五、一六、一一一の一、一一一の二
- 一(八) 保安林予定森林の所在場所  
 由利本荘市東由利法内字餅田三の一、横手市大森町猿田字御嶽沢七三の一
- 一(九) 保安林予定森林の所在場所  
 大館市比内町八木橋字木山沢の一の二、一〇五の二、一〇五の四、一〇五の五、一〇五の七から一〇五の二二まで、一〇五の一四から一〇五の一九まで、一〇五の二一から一〇五の二九まで、一〇五の三一から一〇五の四一まで、一〇五の四四から一〇五の四九まで、一〇五の五四、一〇五の五七、一〇五の五九から一〇五の六一まで、一〇五の六三から一〇五の六八まで、一〇五の七〇から一〇五の八一まで、横手市大森町八沢木字熊ノ堂一四七の一七から一四七の二〇まで、一七七の三六から一七七の三九まで、字大木屋一の六、大森町坂部字上坂部三二の二、湯沢市皆瀬字新処一三の一、一三の二、一四の一から一四の四まで、一五、一六、一一一の一、一一一の二
- 一(一〇) 保安林予定森林の所在場所  
 由利本荘市東由利法内字餅田三の一、横手市大森町猿田字御嶽沢七三の一
- 一(一一) 保安林予定森林の所在場所  
 大館市比内町八木橋字木山沢の一の二、一〇五の二、一〇五の四、一〇五の五、一〇五の七から一〇五の二二まで、一〇五の一四から一〇五の一九まで、一〇五の二一から一〇五の二九まで、一〇五の三一から一〇五の四一まで、一〇五の四四から一〇五の四九まで、一〇五の五四、一〇五の五七、一〇五の五九から一〇五の六一まで、一〇五の六三から一〇五の六八まで、一〇五の七〇から一〇五の八一まで、横手市大森町八沢木字熊ノ堂一四七の一七から一四七の二〇まで、一七七の三六から一七七の三九まで、字大木屋一の六、大森町坂部字上坂部三二の二、湯沢市皆瀬字新処一三の一、一三の二、一四の一から一四の四まで、一五、一六、一一一の一、一一一の二

平成十九年五月十八日  
秋田県知事 寺 田 典 城

一 変更に係る都市計画区域の名称 本荘都市計画区域  
二 変更に係る土地の区域  
(一) 新たに都市計画区域に含まれる土地の区域 由利本荘市浜三川字三川、石脇字田尻及び水林の各地先公有水面

(二) 都市計画区域から除外される区域 なし  
(関係図面は、省略し、建設交通部都市計画課及び由利地域振興局建設部用地課並びに由利本荘市役所建設部都市計画課に備えて縦覧に供する。)

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)第十条の規定に基づき、公告する。  
平成十九年五月十八日  
秋田県知事 寺 田 典 城

申請者の住所及び氏名	鹿角市花輪字合野二百七十一番地五 山 本 正 治	道路の位置の指定箇所	鹿角市花輪字葉ノ木谷地百十四番の内	道路の延長	三十四・八メートル	道路の幅員	四メートル	指定年月日	平成十九年五月十日
------------	-----------------------------	------------	-------------------	-------	-----------	-------	-------	-------	-----------

秋田県告示第二百八十四号

秋田県自然体験活動センター条例(平成十八年秋田県条例第八十六号)第十一條第一項の規定により、次のとおり秋田県自然体験活動センターの使用に係る利用料金を承認したので、同条第三項の規定により、公告する。  
承認した秋田県自然体験活動センターの使用に係る利用料金は、平成十九年七月一日から適用する。  
平成十九年五月十八日

秋田県自然体験活動センター利用料金  
秋田県知事 寺 田 典 城

区 分	利用料金	多目的ホール		研修室		宿泊室	
		小学校児童及び中学校生徒	高等学校生徒並びに高等専門学校及び大学の学生	一般	一人一泊につき	一室一時間につき	一人一泊につき
		一、八〇〇円	一、三〇〇円	五〇〇円	一、〇〇〇円	三、八〇〇円	

備考  
一 使用時間が一時間未満であるときは一時間とし、使用時間に一時間未満の端数があるときは当該端数を一時間とする。  
二 この表における「小学校児童及び中学校生徒」及び「高等学校生徒並びに高等専門学校及び大学の学生」には、それぞれこれらの者に準ずる者を含むものとする。  
三 宿泊室を使用する場合において、小学校就学の始期に達するまでの者が別に宿泊用具を使用するときは、当該者を小学校児童とみなす。  
四 宿泊室(和室に限る。)を秋田県教育委員会が別に定める目的で使用する場合の利用料金は、この表の規定にかかわらず、一室一時間につき二百円とする。

公 告

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十條第二項の規定により、次の土地改良区から申請があつた定款変更について、次のとおり認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。  
平成十九年五月十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 山本郡市川堰土地改良区  
認可年月日 平成十九年五月七日

二 山本郡二ツ井町切石土地改良区  
認可年月日 平成十九年五月八日

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八條第十六

項の規定により、男鹿市若美土地改良区から次のとおり役員の変更及び就任の届出があつたので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。  
平成十九年五月十八日  
秋田県知事 寺 田 典 城

一 退任理事の住所及び氏名  
男鹿市角間崎字家ノ下百五十八番地 児玉 茂一  
" 鵜木字鵜木二十八番地 三浦 利通  
" 松木沢境三十四番地 渡部喜代文  
" 松木沢字松木八番地 中田 謙三  
" 福米沢字福米四十九番地 越前 照義  
" 字土花三十四番地 大越 昇  
" 野石字野石五十番地 加藤 清春  
" " 十五番地 蓬田 実  
" 宮沢五十三番地 佐藤 利徳  
" 玉ノ池一番地三百二十二 鈴木 昇  
" 山崎四十二番地十六 西方 文敏  
" 角間崎字諏訪田十三番地五 佐藤 正樹  
" 本内字虚空蔵下三十七番地 鈴木 耕悦  
" 野石字宮沢八十三番地 畠山仁左衛門  
" 西下八ツ面三十五番地 畠山 新栄

二 就任理事の住所及び氏名  
男鹿市角間崎字家ノ下百五十八番地 児玉 茂一  
" 家ノ下六十八番地 進藤 公基  
" 鵜木字鵜木二十八番地 三浦 利通  
" 松木沢境三十四番地 渡部喜代文  
" 松木沢字松木八番地 中田 謙三  
" 本内字屋布下四番地一 佐藤徳之助

- 男鹿市福米沢字福米四十九番地 越前 照義
- ” ” 土花三十四番地 大越 昇
- ” ” 野石字野石五十番地 加藤 清春
- ” ” ” 十五番地二 蓬田 実
- ” ” ” 宮沢五十三番地 佐藤 利徳
- ” ” ” 八十五番地一 昌山 利忠
- ” ” ” 玉ノ池一番地三百二十二 鈴木 昇
- ” ” ” 山崎四十二番地十六 西方 文敏
- ” ” ” 上李台百六番地 中田 勝広
- 三 退任監事の住所及び氏名
- 男鹿市福米沢字福米百一番地 中田 誠喜
- ” ” 角間崎字岡見沢四十七番地二 進藤 欣栄
- ” ” 野石字山崎二十五番地 西方 孝生
- 四 就任監事の住所及び氏名
- 男鹿市角間崎字福田二十九番地 進藤 清悦
- ” ” 福米沢字福米百一番地 中田 誠喜
- ” ” 野石字柳原百七十番地九十六 石川 達雄

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、秋田県仙南土地改良区から申請があった定款変更について、平成十九年五月十一日認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。

平成十九年五月十八日 秋田県知事 寺 田 典 城

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第百十三条の二第一項の規定により、次の者から土地改良事業に係る工事が次のとおり完了した旨の届出があったので、同条第二項の規定に基づき、公告する。

平成十九年五月十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 大仙市
  - (一)(1) 完了年月日 平成十八年二月二十日
  - (2) 事業名 土地改良事業(下ノ沢地区基盤整備促進事業)
- 二 美郷町
  - (一)(1) 完了年月日 平成十六年十二月二十一日
  - (2) 事業名 土地改良事業(天神堂地区基盤整備促進事業)
  - (一)(1) 完了年月日 平成十七年十二月九日
  - (2) 事業名 土地改良事業(古館南地区基盤整備促進事業)
  - (三)(1) 完了年月日 平成十六年三月十日
  - (2) 事業名 土地改良事業(千屋地区農村振興総合整備統合

- 補助事業)
  - (四)(1) 完了年月日 平成十八年三月二十二日
  - (2) 事業名 土地改良事業(千屋地区農村振興総合整備統合補助事業)
  - (五)(1) 完了年月日 平成十八年三月二十日
  - (2) 事業名 土地改良事業(四ツ屋地区県単小規模土地改良事業)
- 三 美郷町千畑土地改良区
  - (一)(1) 完了年月日 平成十六年十二月二十日
  - (2) 事業名 土地改良事業(下鶴ヶ沢地区県単小規模土地改良事業)
  - (一)(1) 完了年月日 平成十七年十二月二十日
  - (2) 事業名 土地改良事業(安城寺地区基盤整備促進事業)

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、次の土地改良区から申請があった定款変更について、次のとおり認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。

平成十九年五月十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 平鹿町土地改良区
  - 認可年月日 平成十九年五月八日
- 二 十文字町土地改良区
  - 認可年月日 平成十九年五月十日

議 会 告 示

秋田県議会告示第三号

秋田県議会が保有する行政文書の公開等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成十九年五月十八日

秋田県議会議長 大野 忠石工門

- 秋田県議会が保有する行政文書の公開等に関する規程の一部を改正する規程
  - 第二条の見出しを「(公開請求書の様式等)」に改め、同条第一項中「第九条第一項の規定による公開請求は、別に」を「第九条第一項に規定する公開請求書の様式は、議長が」に改め、「請求書により行う」を削り、同条第二項中「前項に規定する請求書をフアクシミリ又は電子メールを利用して送信すること」を「フアクシミリ装置を用いて送信する方法」に改め、同条に次の一項を加える。

3 秋田県情報手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成十九年秋田県条例第一号)第三条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して行う条例第九条第一項の公開請求は、議長の定めるところにより、同項各号に掲げる事項に係る情報を議長に送信する方法により行うものとする。

第三条ただし書及び第四条中「議会」を「議長」に改める。

第五条中「議会が別に」を「議長が」に改める。

第八条中「議会」を「議長」に改める。

第九条中「別に」を「議長が」に改める。

附則  
この規程は、平成十九年五月十八日から施行する。

公安委員会規則

秋田県公安委員会規則第7号

秋田県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年5月18日

秋田県公安委員会委員長 大 瀧 宏 道

- 秋田県道路交通法施行細則の一部を改正する規則
  - 秋田県道路交通法施行細則(昭和39年秋田県公安委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。
  - 第15条の3第2項の次に、次の1項を加える。
  - 3 施行規則第20条第2項第1号の規定により公安委員会の管轄区域を異にして住所を変更する者は、当該申請書に免許写真を添付することを要しない。
  - 第16条の4第1項中「法第108条の2第1項第4号から第7号まで及び第8号の2」を「法第108条の2第1項第4号及び第5号並びに第7号及び8号」に改める。
  - 第16条の5第1項中「法第108条の2第1項第8号」を「法第108条の2第1項第6号」に改める。

「法第108条の2第1項第6号」を「法第108条の2第1項第8号」に改める。

種 類	種 類
種 類	種 類
種 類	種 類
種 類	種 類

様式第18号の2中

